

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部農山漁村課

法令名	漁港漁場整備法	法令の番号	昭和25年法律第137号
不利益処分の種類	土砂採取料、占用料の徴収	根拠条項	第39条の5第1項
処 分 基 準	<p>1 県が管理する漁港の区域内の水域及び公共空地について法第39条第1項の規定による土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第二の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第三の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用で占有することができる期間が一月未満のものに係る占用料にあっては、日割りを持って算定した額）に1.1を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p>		
	<p>2 土砂採取料の額の算定の単位は、立方メートルとし、採取量で1立方メートル未満のもの又は1立方メートル未満の端数は、1立方メートルに切り上げる。</p>		
	<p>3 占用料は、年額とし、県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地の占有をすることができる期間が年度の中途から始まり又は年度の中途で終わるものについて占有開始の日又は占有終了の日の属する年度に徴収する占用料の額は、当該年度に占有した月数を基礎として月割りにより計算する。占有開始の日及び占有終了の日が同一年度に属する年度に徴収する占用料の額についても、同様とする。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農林事務所	交付機関 農林事務所
			目次 NO 12-1

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部農山漁村課

法令名	漁港漁場整備法	法令の番号	昭和25年法律第137号					
不利益処分の種類	土砂採取料、占用料の徴収	根拠条項	第39条の5第1項					
処 分 基 準	<p>4 前項の占用した月数を計算する場合には、占用開始の日の属する月及び占用終了の日の属する月は、占用した月数に含むものとする。ただし、県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地の占用をすることができる期間が30日を超えないものについては、その日数は、一月とする。</p>							
	<p>5 占用料の額の算定の単位が平方メートル又はメートルの場合において、占用面積又は長さで1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルに切り上げる。</p>							
	<p>6 土砂採取料又は占用料として徴収する額が100円未満のときは、これを100円とする。占用料を二以上の年度に分けて徴収する場合において、その徴収する年度の占用料が100円未満の場合も、同様とする。</p>							
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	目次NO	12 - 2	
	2 弁明の機会の付与							